

かいらん																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税協会は幅広い公益事業を行っています

平成26年分 所得税・消費税等 確定申告相談会場

種別	納税協会(会員無料)	地区相談会場
会場	阿倍野納税協会 会議室	阿倍野産業会館 3階 会議室
相談日	2月16日(月)～ 3月16日(月) (土・日は休み)	2月16日(月)～ 2月27日(金) (土・日は休み)
受付時間	9時30分～15時30分	9時30分～15時30分

★12時から13時までは相談を行っていません。
★上記の会場では不動産の売買や贈与に関する相談は行っていません。



第205号
平成27年2月
発行所
公益社団法人阿倍野納税協会
阿倍野納貯組合連合会
阿倍野区三丁目2丁目10-32
TEL 06(6628)0366
FAX 06(6629)2451
e-mail abeno@nk-net.co.jp
http://www.nk-net.co.jp/abeno/

納税協会指針
納税協会は健全な納税者の団体として税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献します

○納税協会に加入しましょう○

税金の相談は税理士先生が担当します。
経理や記帳についてアドバイスします。
「企業保障プラン」等の福祉制度を利用できます。
お問い合わせは
〒54510005
大阪市阿倍野区三丁目2丁目10番32号
公益社団法人阿倍野納税協会
電話06(6628)0366

- I 事前の準備
売上・仕入、各経費項目等の集計を済ませておいて下さい。
- II 持参するもの
・税務署から郵送の関係書類一式
・生命保険料控除証明書など、各種控除証明書
・直近2年分の所得税及び消費税等の申告書控え及び決算書控え
・印鑑
- III 申告相談
会員・非会員を問いません。
- IV 費用その他
・会員無料、会員以外の方は運営費用として6千円をご負担頂きます。
・「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」の利用拡大にご協力をお願いします。

e-Taxによる申告

①本人送信
住民基本台帳カード(電子証明つき)が必要です。

②代理送信
税理士による代理送信も可能です。

▼平成27年3月申告用
「一目でわかる医療費控除」
定価1,296円
当協会にお求めの書籍がない場合、取り寄せもいたします。
詳しくは阿倍野納税協会まで。

税務カレンダー

- 贈与税の申告と納税 2月2日(月)～3月16日(月)
- 所得税の確定申告と納税 2月16日(月)～3月16日(月)
- 消費税の確定申告と納税 2月16日(月)～3月31日(火)
- 所得税第3期分振替納税日 4月20日(月)
- 所得税第3期分延納振替納税日 6月1日(月)
- 延納税額が27万円以上の場合、利息税がかかります。
- 消費税振替納税日 4月23日(木)

税務図書のご案内

公益社団法人阿倍野納税協会では各種の税務図書を取揃えております(会員割引制度有 一部除外有)。

▼平成27年3月申告用
「所得税の確定申告の手引」
定価2,160円

早めに申告 早めに納税

●阿倍野納税協会 事業だより

年末調整説明会

と き 平成26年11月25日
場 所 阿倍野区役所2階 大会議室
内 容 年末調整を行うに当たっての留意点の説明及び給与支払報告書並びに法定調書の作成について

参加者 142人・社
講師 阿倍野税務署及び大阪市船場法人市税事務所 担当官

決算期別法人税説明会

と き 平成26年12月5日
場 所 阿倍野産業会館3階 会議室
内 容 法人税・消費税等の申告におけるポイント及び留意点の説明
参加社 10月～1月に決算期を迎える管内法人26社
講師 阿倍野税務署 担当官

パソコン会計教室

と き 平成26年12月10日・11日
場 所 阿倍野産業会館3階 会議室
内 容 パソコンを利用した会計の導入から決算まで
参加者 11名
講師 NKC担当講師

e-Tax操作研修会

と き 平成26年12月12日午前・午後
場 所 阿倍野産業会館3階 会議室
内 容 e-Tax作成コーナーを利用した実践的研修会
参加者 延べ16名
講師 阿倍野税務署 担当官

源泉所得税(年末調整)納付指導

と き 平成27年1月7日～9日
場 所 阿倍野産業会館3階 会議室
内 容 年末調整及び納付指導
参加者 相談希望者85人・社
講師 近畿税理士会阿倍野支部所属税理士

街頭広報活動

と き 平成27年2月3日
場 所 阿倍野区役所前付近
内 容 「平成26年分確定申告」周知に向けチラシ・税のリーフレット等を配付
主催 当会個人部会

「租税教室」の開催

と き 平成27年3月4日
場 所 大阪市立阿倍野小学校
内 容 日常生活で税金が使われていることをフリップやDVD等を利用して説明し、児童に税の仕組み・働きを正しく理解してもらおう租税教育活動の一環として開催
対 象 同小学校6年生
講 師 当会青年部会役員

税務相談のご案内

毎週月・木の13時から16時まで、税理士が無料で相談に応じております。
 ご希望の方は、電話で予約の上、お越し下さい。

近畿税理士会
 阿倍野支部
 (阿倍野税務署北隣)
 ☎(06)6628-1030

●「マイナンバー」制度がはじまります(平成28年1月から)●

I マイナンバー(社会保障・税番号制度)の概要

- i) 社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されます。
- ii) 平成27年10月から個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- iii) 税分野では、申告書や法定調書などの税務署に提出する税務関係書類に番号を記載することによって、税務行政の効率化・納税者サービスの向上が期待されています。

II 「個人番号」について

- i) 個人番号は12桁で、住民票を有する国民全員に一人1つ指定され、市区町村から通知されます(住民票を有する中长期在留者・特別永住者等の外国籍の方にも通知されます)。
- ii) 個人番号は「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。
- iii) 個人番号の利用範囲は、法律により社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

III 「法人番号」について

- i) 法人番号は13桁で、設立登記法人などの法人等に一法人につき1つ指定され、国税庁から通知されます(法人の支店や事業所には指定されません)。
- ii) 法人番号は「書面」により、例えば設立登記法人は、番号指定後、登記上の本店所在地に通知書が届けられます(法人番号は個人番号と異なり、原則公開され、誰でも自由に利用できます)。

IV 税務関係書類への番号記載時期について

- ①所得税:平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から
- ②法人税:平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
- ③法定調書:平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から

V マイナンバー(社会保障・税番号制度)の詳細やお問い合わせについて

内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページおよびコールセンター(通話料は有料です)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> ☎0570-20-0178(全国共通)



ワンポイント

◇社会保障・税番号制度の早わかり◇

税金のことをもっと知ろう

日本政策金融公庫国民生活事業からのお知らせ

◎資金繰りにお困りの方へ

〈セーフティネット貸付（経営環境変化資金）〉

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
4,800万円以内	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は8年以内) 設備資金 15年以内	0.80～2.6%

お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

◎マル経融資(経営改善貸付)〔無担保・無保証人〕

商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
1,500万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1.35%

◎新たに事業を始められる方・事業を始められて5年以内の方へ

〈新企業育成貸付〉新規開業資金

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 15年以内	0.40～2.8%

◎教育資金を必要とされる方へ

〈国の教育ローン〉

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
学生・生徒ひとりにつき 350万円以内	15年以内 在学期間内で元金のご返済を 据え置くことができます。 (ご返済期間にふくまれます)	2.25%

・ご利用にあたっては、世帯の年間収入（所得）等の要件に該当していることが必要です。

(いずれも利率は平成27年1月15日現在)



お問い合わせは…

日本政策金融公庫 阿倍野支店
国民生活事業（融資相談係）

〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町3-15-12
TEL.06-6621-1453 FAX.06-6621-1480

阿倍野税務署からのお知らせ

ダイレクト納付を 利用してみませんか

自宅やオフィスにインターネットを利用できる
パソコンがあれば、簡単な手順で利用することができます。

電子納税に電子証明書やICカードリーダーは不要です

簡単!

便利!

安心!

- ★金融機関や税務署窓口に出向く必要がありません!
- ★期日を指定して納付できます!
- ★税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能です!
- ★インターネットバンキングの契約が不要です!
- ★納付の結果はメッセージボックスに通知します!

詳しくは、e-Tax ホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

阿倍野税務署からのお知らせ

確定申告	所得税及び復興特別所得税 贈与税	3月16日(月)まで
	個人事業者の 消費税及び地方消費税	3月31日(火)まで
■ 申告と納税は期限内に		■ 納税は便利な振替納税で

確定申告期限間際になると税務署は大変混雑しますので、申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成し、お早めにご提出ください。
阿倍野税務署では、土・日・祝日は閉庁しています。

○ 税理士による地区相談会場のご案内

税理士による確定申告書の書き方などのアドバイスを無料で行います。

開設期間	開設時間	会場(所在地)
2月16日(月) ～2月27日(金) (土・日を除く。)	午前9時30分 ～午後4時	阿倍野産業会館 3階会議室 (大阪市阿倍野区三昧町2-10-32)

- ※ 受付時間は午前9時30分から午後3時30分までです。(正午から午後1時までは税理士によるアドバイスは行っておりません。)
- ※ 会場には専用の駐車場がありませんので、電車・バス等の公共の交通機関をご利用ください。

○ 広域申告センターのご案内

2月22日及び3月1日の日曜日に限り、天王寺会場(天王寺ミオ12階)において、申告相談を行っています。(開設時間は、午前9時15分から午後5時までです。)
日曜日に確定申告の相談を希望される方は、ぜひご利用ください。



申告書等は国税庁ホームページで作成できます!

画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、所得税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

【作成した申告書等の提出方法は2通りあります】

住民基本台帳カード
(電子証明書つき)のない方

プリンタで印刷して
郵送等で提出



住民基本台帳カード
(電子証明書つき)のある方
別途ICカードリーダーが必要です。



インターネット
で送信

インターネット
e-Tax